

令和8年4月15日

事業主 様

兵庫県建築健康保険組合  
理事長 谷 吉将

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における  
年間収入の取り扱いについて

日頃より健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者の認定については、当健康保険組合において「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日保発第9号）等の厚生労働省通知に基づき行っています。

その際の、被扶養者の年間収入の判定については、これまで過去の収入や現時点での収入または将来の収入見込みなどを総合的に判断して、今後1年間の収入見込額として判定しているところです。

今般、厚生労働省から「労働契約内容による年間収入が基準未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて」（令和7年10月1日保保発1001第3号）の新たな通知が発出され、パート・アルバイト労働者の年間収入の取り扱いについて、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入によっても判定できることとされました。

適用開始日は令和8年4月1日からになります。

また、新たに給与収入に関する申立書が必要になることから、「被扶養者認定に関する確認書」を作成しましたので、認定時に15歳以上（中学生を除く）の被扶養者異動届に必ず添付する取り扱いとさせていただきます。

なお、「被扶養者認定に関する確認書」については、被扶養者異動届の届出の際にご留意いただきたいことを確認したうえで申請いただくためのものとして、別添のとおり「被扶養者認定取扱要領」を改定いたします。

1 対象となる方：給与収入のみの被扶養者

認定申請時に認定対象者から、収入が「給与収入のみである申し立て」が必要です。

2 年間収入が見込める場合とは

- (1) 「労働条件通知書」等の契約期間が1年以上であること
- (2) 「労働条件通知書」等に賃金や労働時間など年間収入を正確に判定できる内容が明確に記載されていること

※ 勤務日数や労働時間が不明確な「シフト制」や勤務時間は「●時間～●時間」「●時間以内」、交通費は「1日●●●円まで」などの契約内容では年間収入が見込めません。

3 労働契約内容が変更になった場合

労働契約が変更され、年間収入基準額を超える内容となった場合は被扶養者の抹消手続きをしてください。

また、年間収入基準額未満の場合でも労働契約が変更された場合は、その都度「労働条件通知書」など労働契約内容のわかる書類を提出してください。

#### 4 年間収入見込額の判断基準

##### (1) 労働契約内容から年間収入が見込める場合

1年間以上の雇用契約があり、時給・労働時間・労働日数等により年間収入が算出できる場合のことを言います。

この場合、残業手当や賞与が固定で支払われる場合は年間収入に含めますが、臨時に受けるもの(注1)として明記されていない場合は年間収入見込額から除外します。

必要な書類：

「労働条件通知書」など労働契約内容がわかるもの

「給与収入のみである申し立て」は「被扶養者認定に関する確認書」(別添)に「氏名〇〇 〇〇は収入が給与収入のみであることを申し立てます。」と認定対象者が氏名の部分を自署してください。

##### (2) 労働契約内容から年間収入が見込めない場合

従来通りの取り扱いになります。

- ① 認定対象者の収入は、認定を受ける時点の収入を年間に換算して判断する。
- ② 認定対象者の年間収入は、過去における収入ではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された以降の年間見込み収入であり、将来に向かって判断する。
- ③ 前年の年間収入又は直近3か月の収入を参考にし、今後得るであろう額により判断しても差し支えないものとする。

必要な書類：直近3か月分の「給与証明書」又は「給与明細書のコピー」

※ 労働契約内容によらず、従来通りの被扶養者認定を希望される場合は、上記(2)のとおり申請してください。

##### (注1) 臨時に受けるものについて

労働契約上に明確な定めのない「残業代」「賞与」については、将来における1年間の収入として見込めないことから、年間収入見込額からは除外する取り扱いになっています。

1年経過し、事後に年間収入を確認した際に基準額を超えていた場合、社会通念上妥当な範囲である場合は被扶養者を取り消す必要はないと示されています。

そして、その判断は各健康保険組合に委ねられています。

当健康保険組合では、統計資料によるとパートタイム労働者の残業は月平均2.1時間(令和6年実績)であり、年間25時間以内程度が妥当であると考えます。また、賞与が支給されている割合は約31%(令和5年実績)であり、労働契約上に定めのない賞与が支給されている事例はほぼ無いものと思われるので、寸志程度が妥当であると考えて判断することとしています。

#### 5 検認(被扶養者の定期確認)における取り扱いについて

毎年9月に実施している検認においても、上記の取り扱いで確認させていただきます。